

[第70期定時株主総会 提供書面]

第70期事業報告、連結計算書類および計算書類



大都魚類株式会社

目 次

事業報告	1 頁～18 頁
連結貸借対照表	19 頁
連結損益計算書	20 頁
連結株主資本等変動計算書	21 頁
会計監査人連結監査報告	29 頁
貸借対照表	30 頁
損益計算書	31 頁
株主資本等変動計算書	32 頁
会計監査人監査報告	37 頁
監査役会監査報告	38 頁～39 頁

以 上

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、日銀の金融緩和政策や政府主導による経済政策等を背景に、円安の進行と株価の上昇等により景気改善傾向がみられたものの、年明けには円高傾向に転じるとともに株価の下落等がみられ、企業業績も回復傾向の基調ではあるものの力強い動きには至っていない状況です。一方、世界の複数地域での地政学的リスクに加えての無差別的テロのリスク増大、新興諸国経済の不安定化、原油価格の下落からの反転兆候等による影響等もあり、景気の先行につきましては依然として留意が必要な状況が続いております。

食品流通業界におきましても、個人消費の一定の回復傾向はみられたものの、消費税率再引き上げに向けての消費動向には慎重な判断を要する状況となっており、魚価を含めたコストの上昇と、業種、業態およびチャネルを超えた競争が激化するなか、消費の一部には低価格志向が続いており、依然として厳しい経営環境となっております。

こうした環境の中、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は水産物卸売事業の取扱数量減少を主要因として、前連結会計年度に比べ（以下同じ）2.7%減収の1,142億13百万円となり、販売費および一般管理費は減少しましたが、営業利益は9.3%減益の7億18百万円、経常利益は6.2%減益の7億76百万円となり、豊洲市場移転に係る減損損失43百万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は17.8%減益の6億79百万円となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は、次のとおりであります。

[水産物卸売]

取扱品目の単価は上昇したものの取扱数量が減少し、売上高は2.4%減収の1,083億42百万円となり、販売費および一般管理費は減少しましたが、営業利益は5億59百万円と18.6%の減益となりました。

[不動産賃貸]

売上高は2億49百万円と5.5%の増収となり、営業利益は1億5百万円と15.0%の増益となりました。

[水産物その他]

売上高は56億22百万円と8.8%の減収となりましたが、営業利益は54百万円と296.7%の増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は8億83百万円であります。その主な内容は、賃貸用マンションの新規建設および新業務システムの開発などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、短期借入金のみであります。

(4) 対処すべき課題

近年の水産業の構造変化と流通の多様化は、卸売業者間に厳しい競争を強いるとともに、近隣市場間の競合、業態およびチャネルを超えた競争を加速させております。取扱数量は減少傾向にあり、市場を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

当社グループは、創業68年の継承すべき良き伝統を活かしつつ、時代と環境に適応する変革により、また、マルハニチログループも含めたネットワークを活かすことにより、収益力の強化、財務体質の回復と強化を目指してまいります。具体的には、集荷・販売強化のための営業力強化、豊洲新市場への移転準備、企業の根幹である人材の育成とその活用、収益改善をサポートするための経費削減といった課題に対処するために各委員会等にて活動を進めています。

企業として基本であるコンプライアンス、食の「安全・安心」等のための品質管理については、組織ならびに委員会活動等を通じて引き続き強化推進してまいります。

また、卸売市場を取り巻く環境変化に適応し、業務の効率化と最適化を実現するため、新業務システムの開発を進めてまいりましたが、平成28年1月より本社へ導入し、平成28年度内には全社への導入完了を予定しております。

なお、経営の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図り、より透明性の高い経営の実現を目的として、本年6月24日開催予定の第70期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

健全で信頼される企業経営のために、公正であり、常に透明性を確保し、グループ会社を含めたガバナンスが着実に実行される企業を目指し、業績向上に一層の努力を傾注していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 125,753	百万円 127,531	百万円 117,438	百万円 114,213
経常利益または経常損失(△)	百万円 △1,537	百万円 746	百万円 827	百万円 776
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円 △4,853	百万円 459	百万円 826	百万円 679
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	円 銭 △154.10	円 銭 14.59	円 銭 26.25	円 銭 21.57
総 資 産	百万円 22,659	百万円 21,205	百万円 21,311	百万円 21,220
純 資 産	百万円 6,483	百万円 6,588	百万円 7,341	百万円 7,830

(注)1. 記載金額は、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)を除き、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数を用いて算定しております。

3. 平成27年度(当連結会計年度)の概況については、「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

当社の親会社はマルハニチロ株式会社であります。同社は当社の株式を直接・間接所有合わせて15,841千株(議決権比率50.5%)保有しております。

当社は親会社と水産物等を売買しておりますが、商品の仕入れ等については価格および取引条件が市場実勢を勘案して他の取引条件と同等の水準となるよう決定しており、また、商品の販売等については市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
丸都冷蔵株式会社	百万円 15	% 100	水産物の冷蔵・加工 および販売
株式会社 築地フレッシュ丸都	10	97	水産物の加工および 販売

(注) 上記の会社すべてが連結子会社であります。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
船橋魚市株式会社	百万円 100	% 50	水産物卸売業

(注) 上記の会社は持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

水産物の卸売、製造・加工および売買ならびに不動産賃貸

(8) 主要な営業所(平成28年3月31日現在)

営業所名	所在地	営業所名	所在地
本 社	東京都中央区	子 会 社	
支 社		丸都冷蔵株式会社	青森県八戸市
千住支社	東京都足立区	株式会社 築地フレッシュ丸都	東京都中央区
大田支社	東京都大田区		
成田支社	千葉県成田市		

(9) 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
276名	5名増

(注)1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 上記のほか嘱託、臨時雇用など130名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
199名	1名増	44.9歳	20.2年

(注)1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 上記のほか嘱託、臨時雇用など25名がおります。

(10) 主要な借入先(平成28年3月31日現在)

借 入 先	期末借入金残高
	百万円
農 林 中 央 金 庫	1,900
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,900
株式会社みずほ銀行	1,400
信 金 中 央 金 庫	1,000

2. 株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数 31,487,847株(自己株式134,893株を除く)

(2) 株主数 2,367名

(3) 大株主(上位12名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
マルハニチロ株式会社	10,291,687	32.7
大洋エーアンドエフ株式会社	1,250,000	4.0
神港魚類株式会社	1,000,000	3.2
株式会社マルハニチロ物流	900,000	2.9
農林中央金庫	888,000	2.8
九州魚市株式会社	800,000	2.5
今年明	575,000	1.8
早乙女 修司	514,000	1.6
中間 高子	431,000	1.4
九州中央魚市株式会社	400,000	1.3
日本サイロ株式会社	400,000	1.3
広洋水産株式会社	400,000	1.3

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	青 木 信 之	
専務取締役	清 水 久	営業部門管掌 営業部門（鮮魚特種部・マグロ部・冷凍第一部・冷凍第二部・日配塩干部・営業開発部）担当 海外室管掌 大都サービス株式会社代表取締役社長
常務取締役	宮 澤 栄 三	管理部門管掌 管理部門（監査室・総務部・計算部・情報システム室・品質管理室・事務センター・新市場移転準備室）担当
取 締 役	鉛 山 茂 久	営業部門（大田支社）担当 鮮魚特種部長
取 締 役	木 谷 昌 宏	計算部長
取 締 役	宮 田 昭 彦	営業部門（成田支社）担当 冷凍第二部長
取 締 役	町 田 康 司	営業部門（千住支社）担当 日配塩干部長
取 締 役	中 島 昌 之	マルハニチロ株式会社 常務取締役
常勤監査役	草 野 信 一	
監 査 役	吉 田 昌 志	マルハニチロ株式会社 執行役員水産管理部長
監 査 役	金 子 祐 二	マルハニチロ株式会社 経営企画部副部長役

(注)1. 取締役中島昌之氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役草野信一、監査役吉田昌志、金子祐二の3氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役草野信一氏は、農林中央金庫において関東業務部長ならびにJA三井リース株式会社において執行役員流通産業本部長の職歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役吉田昌志氏は、マルハニチロ株式会社において執行役員水産管理部長の職にあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役金子祐二氏は、マルハニチロ株式会社において経営企画部副部長役の職にあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、草野信一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

[当事業年度中に退任した取締役および監査役]

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
緒方 康二	平成27年6月23日	退任	専務取締役 営業部門管掌
坂田 光穂	平成27年6月23日	退任	常務取締役 管理部門（監査室・計算部・情報システム室・品質管理室・事務センター）担当
宮村 真介	平成27年6月23日	辞任	監査役 株式会社マルハニチロ北日本 監査役

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 103百万円

監査役 1名 15百万円（うち社外監査役 1名 15百万円）

(注)1. 上記には平成27年6月23日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 事業年度末日現在の取締役の人員は8名、監査役の人員は3名ですが、社外取締役1名および社外監査役2名につきましては、無報酬であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行取締役などの兼任状況

取締役中島昌之氏は、マルハニチロ株式会社の常務取締役であります。当社はマルハニチロ株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役中島昌之氏は、当事業年度の取締役会に適宜出席し、必要に応じて意見を述べております。

ウ. 当社親会社ならびに当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

当事業年度において、取締役中島昌之氏が当社の親会社であるマルハニチロ株式会社から受けている役員報酬等の総額は28百万円であります。

(2) 社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

- ① 監査役吉田昌志氏は、マルハニチロ株式会社の執行役員水産管理部長であります。
- ② 監査役金子祐二氏は、マルハニチロ株式会社の経営企画部副部長役であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

- ① 監査役草野信一氏は、当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、監査役会には14回すべてに出席しました。
- ② 監査役吉田昌志氏は、当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会には14回すべてに出席しました。
- ③ 監査役金子祐二氏は、平成27年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会には11回すべてに出席しました。

監査役3氏は、取締役会においては経営の監視と健全な経営のための適切な発言、適正性を確保するための助言を行い、さらにその他重要な会議にも適宜出席しました。

ウ. 当社親会社ならびに当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

32百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第199条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - ①当社は、社訓に加え、マルハニチログループの「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」を、当社グループの基本的理念および行動規範として定め、当社役員は率先垂範してグループ内におけるこれらの遵守、浸透を図るものとする。
 - ②取締役会にて決定した役員職務分掌に基づき各取締役が業務を執行することとし、原則として、定例取締役会を毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、経営の意思決定および取締役の業務執行の監督を行う。
 - ③社外取締役を招聘し、取締役会の意思決定および取締役の業務執行について、公正かつ独立した立場からの意見を随時求める。
 - ④法令違反等を未然に防止するとともに自浄機能を働かせ、社会から信頼される企業グループとして存続することを目的として、当社グループ全役員を対象に、職制を経由することなく直接通報することが可能な内部通報制度を導入し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し運営する。
 - ⑤内部監査を担当する部署が取締役会にて承認された計画に基づき定期的に実施する内部監査を通じて、経営全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検証・評価することにより、当社グループの財産の保全および経営の効率化を図るとともに、監査結果を社長をはじめ取締役および監査役に報告する。
 - ⑥コンプライアンス、品質等の課題に関する経営の意思決定を補佐するものとして各種委員会を設置する。
 - ⑦個々の意思決定および業務執行に当たっては、法令および定款への適合性等について関係部署による確認を行う。

- ⑧重要な意思決定および業務執行に当たっては、必要に応じて外部の専門家の意見を求めることとする。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
- ①管理報告に関する規程および内部情報の管理に関する規程を制定し、適時適切な情報収集に努め、取締役会等への報告を行うとともに、重要情報の対外公表については、取締役会の授権に基づき、広報を担当する者が行う。
 - ②文書の管理に関する規程を制定し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要書類を作成の上、保存する。
 - ③個人情報の保護に関する規程を制定し、適切な取扱いに努める。
 - ④ITについては、情報セキュリティーの管理に関する規程を制定し、システムの適切な運用に努める。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号、第100条第1項第5号ロ)
- ①グループ全体のリスク管理および危機時における対応に関する規程を整備し、継続的改善を図ることにより、危機時における迅速な対応と社会への影響および当社グループの損失の極小化を図る。
 - ②重大な自然災害や伝染病の蔓延等に対応する当社の事業継続を確保するための体制を整備し、当社グループ各社に対しても同様の展開を図る。
 - ③危機対応に関して定期的な演習を企画・実施して、危機対応体制の継続的な改善を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ①取締役会において経営戦略の立案および業務執行の監督を行うとともに、執行役員制度を導入して業務執行の効率化を図る。
 - ②迅速な経営の意思決定のため常務以上の役付取締役等で構成される常務会を原則として週1回開催し、経営および業務執行の全般について審議を行う。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ①マルハニチログループの基本的理念および行動規範を、使用人による遵守を期すべく、周知・啓蒙に努める。

- ②法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れて使用人に対するメッセージを発する。
 - ③使用人が職務の遂行に際し特に留意しておかなければならない法令等を、当該職務を遂行する使用人が点検し、法令等を正しく理解することにより法令等を遵守する体制を構築する。
 - ④内部監査を担当する部署が計画的に内部監査を実施する。
 - ⑤グループ内部通報制度を運営する。
- (6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号(ロを除く。))
- ①マルハニチログループの基本的理念および行動規範の周知・啓蒙に努める。
 - ②法令遵守の重要性について、当社ならびに親会社の経営トップが自ら折に触れて当社グループ役職員に対するメッセージを発する。
 - ③当社は、親会社から派遣された取締役、監査役を通じて、当社の日常の経営を親会社にモニタリングさせるとともに、グループ経営会議に参加すること等により、マルハニチログループとして、グループ目標共有と連携強化を図る。
 - ④当社は、子会社各社に取締役または監査役を派遣して、各社の日常の経営をモニタリングするとともに、当社グループ各社の代表者が出席する関係会社報告会を定期的に開催して、企業集団としての目標共有とグループ各社の連携強化を図る。
 - ⑤当社は、親会社の関係会社管理規程に則り、当社グループの重要事項について報告する。
 - ⑥当社は、当社の関係会社管理規程に則り、当社グループ内の重要な情報につき適時適切な収集・伝達に努め、当社グループに関する事項の審議、決定、承認等を行う。
 - ⑦当社の各機関における審議に先立って、法令遵守の観点から関係部署による確認を行う。
 - ⑧親会社の内部監査を担当する部署から計画的に当社グループは内部監査を受ける。また、当社の内部監査を担当する部署が計画的に当社グループ各社に対する内部監査を実施する。

- ⑨親会社の経営企画を担当する部署から当社グループ各社における内部統制体制の整備状況のモニタリングを受け、かつ、当社は、当社グループ各社における内部統制体制の整備状況をモニタリングし、必要に応じて改善を支援する。
- ⑩コンプライアンス、環境、品質、リスク管理等の経営課題に関して、当社グループ各社において責任者および担当者を選任しマルハニチログループとしての連携強化を図る。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
監査役から求められた場合は、必要に応じて専任の補助すべき使用人を置くこととする。
- (8) 補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
専任の補助すべき使用人を置く場合、監査役は、専任の補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、人事担当取締役と協議することができることとする。なお、当該使用人の人事考課は、監査役が行うこととする。
- (9) 当社の監査役の補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号）
専任の補助すべき使用人を置く場合、当該補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (10) 当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ①取締役会および監査役が出席する各種会議・委員会において、重要事項について報告する。
- ②関係会社管理に関する規程および管理報告に関する規程に基づいて作成された各種提案書および管理報告書を監査役に供覧し、報告する。
- ③当社およびグループ各社の取締役および使用人は、監査役の定期および随時のヒアリングに応じ、業務の状況等について報告する。また、監査役の職務の執行に資する情報を適宜監査役に報告する。

- ④内部監査を担当する部署は、監査役に対し、当社およびグループ各社の内部監査を実施するに際して、その監査方針を事前に確認し、内部監査の結果を報告することとする。
- (11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- (12) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
当社は、当社の監査役職務の執行について生ずる費用について、監査役が当社に前払または償還を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- (13) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
監査役会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できることとする。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助長しないこととする。この基本的な考え方を当社はじめグループ各社の役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関および警察、弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一、反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更になります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当社の取締役は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

(2) 監査役の職務執行について

当社の監査役は、監査役会が決定した監査方針、監査職務の分担等に従い、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査部門および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの構築および運用状況を確認しております。

(3) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制の総括責任者である代表取締役の下にコンプライアンス委員会を設置し、当連結会計年度は2回開催しております。同委員会ではコンプライアンス体制ならびに法令および定款上の問題の有無を調査し、必要に応じて随時取締役会に報告することとしております。また、経営トップから全役員員に向けて、コンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

(4) リスク管理体制

当社では、リスク管理についての必要事項を定める「危機管理対応要領」を整備し、リスク管理体制の構築・運用を継続的に行っております。その一環として、社員安否確認システムの訓練を役職員に対して定期的を実施しております。

(5) グループ会社経営管理体制

当社グループでは、四半期毎に「関係会社報告会」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また、当社が定める「関係会社規程」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告を行い、当社の取締役もしくは取締役会において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで子会社の業務の適正を確保しております。

(6) 内部監査体制

当社では、内部統制システムの構築・運用状況を合法性と合理性観点から検証・評価するために、監査室を設置しております。監査室は、本社、支社および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を取締役に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,475	流動負債	11,284
現金および預金	2,312	支払手形および買掛金	3,764
受取手形および売掛金	7,187	短期借入金	6,750
たな卸資産	4,981	未払法人税等	40
前払費用	8	賞与引当金	9
繰延税金資産	81	そ の 他	719
そ の 他	140	固定負債	2,105
貸倒引当金	△234	繰延税金負債	36
固定資産	6,744	退職給付に係る負債	1,344
有形固定資産	5,161	そ の 他	723
建物および構築物	2,343	負債合計	13,389
機械装置および運搬具	44	(純資産の部)	
土地	2,659	株主資本	7,587
建設仮勘定	9	資本金	2,628
そ の 他	104	資本剰余金	1,628
無形固定資産	524	利益剰余金	3,354
投資その他の資産	1,058	自己株式	△23
投資有価証券	835	その他の包括利益累計額	243
破産更生債権等	2,884	その他有価証券評価差額金	233
繰延税金資産	8	退職給付に係る調整累計額	9
そ の 他	90	非支配株主持分	0
貸倒引当金	△2,760	純資産合計	7,830
資産合計	21,220	負債・純資産合計	21,220

(注)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	114,213
売 上 原 価	107,744
売 上 総 利 益	6,468
販売費および一般管理費	5,750
営 業 利 益	718
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	27
持分法による投資利益	34
償却債権取立益	15
そ の 他	16
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	31
そ の 他	6
経 常 利 益	776
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
受 取 補 償 金	32
そ の 他	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	0
減 損 損 失	43
投資有価証券評価損	3
そ の 他	0
税金等調整前当期純利益	762
法人税、住民税および事業税	66
法 人 税 等 調 整 額	16
当 期 純 利 益	679
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	679

(注)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	2,628	1,628	2,769	△23	7,002
当期変動額					
剰余金の配当			△94		△94
親会社株主に帰属する当期純利益			679		679
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	584	△0	584
当期末残高	2,628	1,628	3,354	△23	7,587

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	337	1	338	－	7,341
当期変動額					
剰余金の配当					△94
親会社株主に帰属する当期純利益					679
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△103	7	△95	0	△95
当期変動額合計	△103	7	△95	0	489
当期末残高	233	9	243	0	7,830

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

[連結注記表]

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

丸都冷蔵㈱

㈱築地フレッシュ丸都

(2) 非連結子会社 1社

大都サービス㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社および関連会社数 1社

船橋魚市㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社数 2社

大都サービス㈱

㈱船橋魚類

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社および関連会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ取引

時価法

- ③たな卸資産
- ア．商品
主として個別原価法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- イ．製品および原材料
主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産(リース資産を除く)
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法
- ②無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権および破産更生債権等については財務内容評価法に基づいて計上しております。
- ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 売掛金および買掛金

③ヘッジ方針

為替予約取引については、外貨建売掛債権および一部魚種の代金に振当てる用途に限定する方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

振当処理によっているため、省略しております。

⑤リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

為替予約取引は、営業担当部署で実行し、海外室および総務部で管理しております。なお、取引限度額を仕入および販売予定の成約済輸出入外貨代金を限度とする方針であります。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

3,694百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 発行済株式の種類および総数
普通株式 31,622,740株
- 2 自己株式の種類および株式数
普通株式 134,893株
- 3 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	94	3.0	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94	3.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日

※平成28年6月24日開催の定時株主総会において議案として付議する予定であります。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション・オフィスビル等(土地を含む)を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は105百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,731	544	2,276	4,723

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸マンションの新規建設(591百万円)、主な減少額は減価償却費(48百万円)であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「路線価」に基づいて自社で算定した金額であります。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業に対し長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内の返済期限であります。なお、ファイナンス・リース取引に係るリース債務には、重要性はありません。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権および破産更生債権等について、計算部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

為替予約取引は、営業担当部署で実行し、海外室および総務部で管理しております。なお、取引限度額を仕入および販売予定の成約済輸出入外貨代金を限度とする方針であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金および預金	2,312	2,312	—
(2) 受取手形および売掛金 貸倒引当金(※)	7,187 △144		
	7,042	7,042	—
(3) 投資有価証券	495	495	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(※)	2,884 △2,759		
	124	124	—
資産計	9,974	9,974	—
(1) 支払手形および買掛金	3,764	3,764	—
(2) 短期借入金	6,750	6,750	—
負債計	10,514	10,514	—

※個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金および預金、(2) 受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、前述の「4 会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準および評価方法」をご参照ください。

(4) 破産更生債権等

担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形および買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	339

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3) 投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金および預金	2,312	—	—	—
受取手形および売掛金	7,042	—	—	—
合計	9,355	—	—	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

4. 金銭債務の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
支払手形および買掛金	3,764	—	—	—	—	—
短期借入金	6,750	—	—	—	—	—
合計	10,514	—	—	—	—	—

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------|
| 1 1株当たり純資産額 | 248円68銭 |
| 2 1株当たり当期純利益 | 21円57銭 |

会計監査人連結監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

大都魚類株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	文 倉 辰 永 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 俊 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪 俣 雅 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大都魚類株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大都魚類株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,956	流動負債	10,851
現金および預金	2,264	受託販売未払金	319
受取手形	187	買掛金	3,277
売掛金	6,709	短期借入金	6,600
商用品	4,513	リース債務	16
前払費用	3	未払金	148
短期貸付金	310	未払費用	370
繰延税金資産	65	未払法人税等	30
その他の資産	136	その他の負債	88
貸倒引当金	△234	固定負債	1,995
固定資産	6,319	預り保証金	694
有形固定資産	4,965	リース債務	14
建築物	2,236	退職給付引当金	1,256
土地	5	繰延税金負債	29
建設仮勘定	2,603	負債合計	12,846
リース資産	9	(純資産の部)	
その他の資産	27	株主資本	7,209
無形固定資産	518	資本金	2,628
借地権	83	資本剰余金	1,627
ソフトウェア	59	資本準備金	1,627
リース資産	449	利益剰余金	2,976
その他の資産	7	利益準備金	494
投資その他の資産	835	その他利益剰余金	2,482
投資有価証券	535	繰越利益剰余金	2,482
関係会社株	125	自己株式	△23
破産更生債権等	2,820	評価・換算差額等	220
開設者預託保証金	34	その他有価証券評価差額金	220
保証金	2	純資産合計	7,430
その他の負債	48	負債・純資産合計	20,276
貸倒引当金	△2,730		
資産合計	20,276		

(注)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	109,544
売 上 原 価	103,897
売 上 総 利 益	5,646
販売費および一般管理費	4,978
営 業 利 益	668
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	32
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	26
そ の 他	27
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	29
そ の 他	6
経 常 利 益	724
特 別 利 益	
受 取 補 償 金	32
そ の 他	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	0
減 損 損 失	43
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 利 益	710
法人税、住民税および事業税	53
法 人 税 等 調 整 額	28
当 期 純 利 益	628

(注)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	2,628	1,627	494	1,948	2,442	△23	6,676
当期変動額							
剰余金の配当				△94	△94		△94
当期純利益				628	628		628
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	533	533	△0	533
当期末残高	2,628	1,627	494	2,482	2,976	△23	7,209

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	319	6,995
当期変動額		
剰余金の配当		△94
当期純利益		628
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△98	△98
当期変動額合計	△98	434
当期末残高	220	7,430

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

[個別注記表]

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- 2 デリバティブの評価基準および評価方法
時価法
- 3 たな卸資産の評価基準および評価方法
個別原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権および破産更生債権等については財務内容評価法に基づいて計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 売掛金および買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引については、外貨建売掛債権および一部魚種の代金に振当てる用途に限定する方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

振当処理によっているため、省略しております。

(5) リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

為替予約取引は、営業担当部署で実行し、海外室および総務部で管理しております。なお、取引限度額を仕入および販売予定の成約済輸出入外貨代金を限度とする方針であります。

7 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、無形固定資産の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「ソフトウェア」は6百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額	2,805百万円
2 関係会社に対する短期金銭債権	650百万円
短期金銭債務	1,033百万円

損益計算書に関する注記

- 1 関係会社との取引高
売上高 3,427百万円
仕入高等 12,971百万円
営業取引以外の取引高 9百万円
- 2 営業外収益に関する事項
貸倒引当金戻入額の内容は、(株)築地フレッシュ丸都宛短期貸付金について計上した貸倒引当金の戻入額であります。
- 3 特別利益に関する事項
受取補償金の内容は、原発事故による東京電力(株)からの補償金であります。
- 4 特別損失に関する事項
減損損失の内容は、豊洲市場移転時に廃棄予定の固定資産に対するものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	134,893株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

退職給付引当金	385百万円
貸倒引当金	908百万円
繰越欠損金	489百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	1,810百万円
評価性引当額	△1,676百万円
繰延税金資産合計	133百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△97百万円
繰延税金負債合計	△97百万円
繰延税金資産の純額	36百万円

1 株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額 235円97銭
- 2 1株当たり当期純利益 19円95銭

関連当事者との取引に関する注記

1 親会社および法人主要株主等

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高 (注) 2
親会社	マルハニチロ(株)	% 被所有 直接32.8 間接17.7	商品の売買 役員の兼任等	商品仕入 (注) 1	百万円 10,139	買掛金	百万円 909

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2 子会社および関連会社等

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	丸都冷蔵(株)	% 所有 直接100.0	製商品の売買 役員の兼任等	短期資金の 貸付・回収 (注) 1 利息の受取 (注) 2	百万円 235 1	短期貸付金 —	百万円 210 —
子会社	㈱築地フレッシュ丸都	所有 直接 97.0	製商品の売買 役員の兼任等	短期資金の 貸付・回収 (注) 1 利息の受取 (注) 2	192 1	短期貸付金 (注) 3 —	100 —

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付および回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。
2. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. ㈱築地フレッシュ丸都への貸付金に対し、当事業年度において26百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

大都魚類株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大都魚類株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

大都魚類株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 草野 信一 ㊟

監査役(社外監査役) 吉田 昌志 ㊟

監査役(社外監査役) 金子 祐二 ㊟

以上

株 主 メ モ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 毎年6月
期末配当金受領
株主確定日 3月31日
株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所 東京証券取引所
公告掲載方法 日本経済新聞

<ご注意>

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。